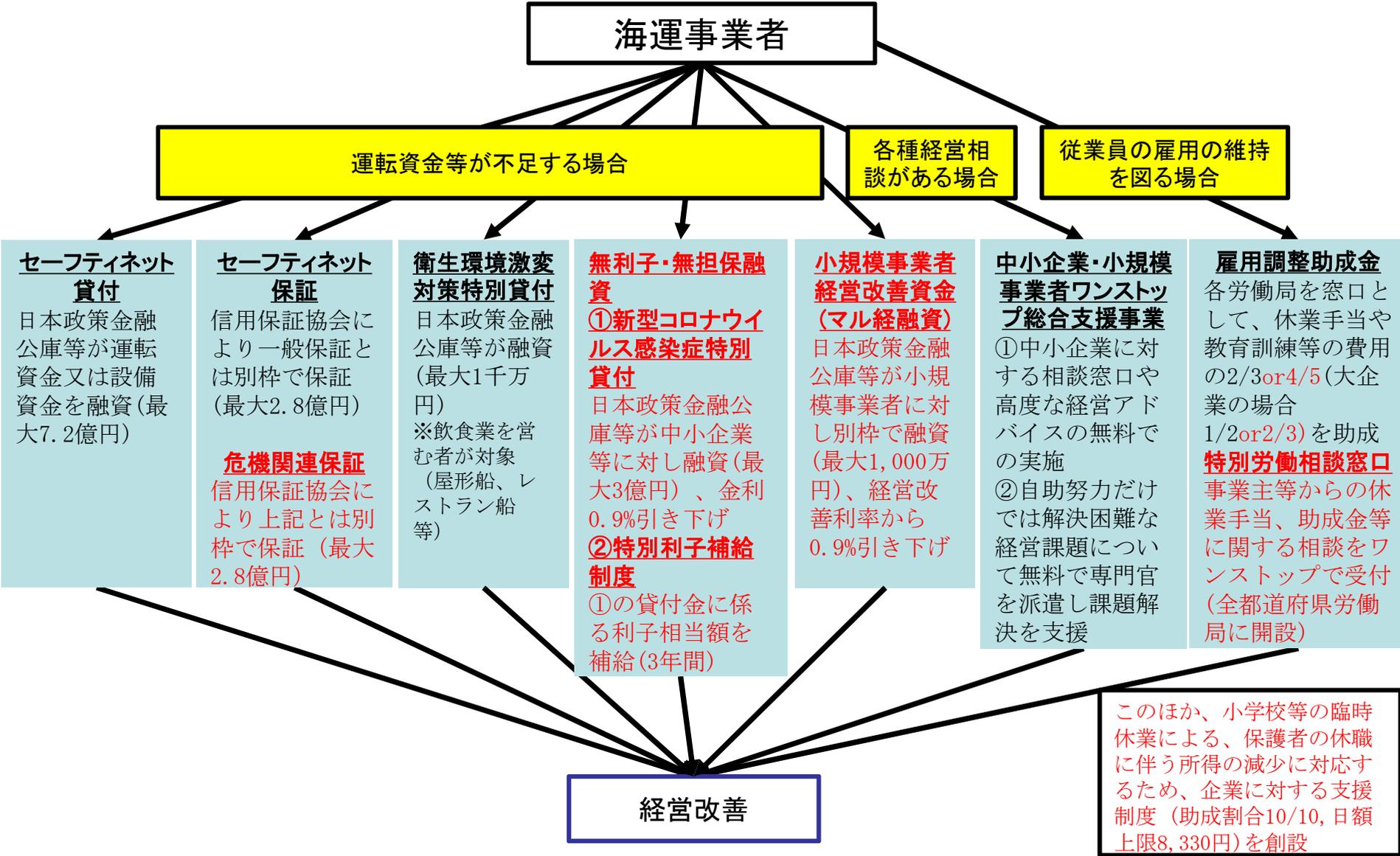


海事関係事業者向け特別相談窓口の概要

緊急対応策第2弾(3/10)反映版

各運輸局等※において海事関係事業者の特別相談窓口を設置し、海事関係事業者の状況と要望事項について丁寧に個別相談対応を行う。
※外航クルーズ船事業者については、本省海事局外航課を窓口とする。



「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」における中小企業等向けの主な支援策一覧

中小企業庁				
	セーフティネット貸付	セーフティネット保証	無利子・無担保融資	小規模事業者経営改善資金
既存制度	<p>制度概要: 日本政策金融公庫等が運転資金等を融資</p> <p>対象者: 一時的に業況悪化をきたしているものの、中長期的には回復することが見込まれる中小企業等</p> <p>制度の内容: 貸付限度額：7.2億円 貸付期間：設備15年以内 運転 8年以内</p> <p>主な融資要件: 最近3ヶ月の売上高が前年同期又は前々年同期に比べ5%以上減少 等</p>	<p>制度概要: 信用保証協会が一般保証として保証 (最大2.8億円)</p> <p>保証割合:80%</p> <p>対象者: 中小企業等</p>	<p>日本政策金融公庫等による新制度</p> <p>(①②制度併用で実質無利子化)</p> <p>①新型コロナウイルス感染症特別貸付</p> <p>制度概要: 業況が悪化した事業者に対する融資別枠制度</p> <p>制度の内容: 貸付限度額：中小事業3億円 国民事業6,000万円 貸付期間：設備20年以内 運転15年以内</p> <p>主な融資要件: 直近1ヶ月の売上が前年(前々年)同期比5%減 等</p> <p>金利: 基準金利▲0.9%(当初3年間)</p>	<p>制度概要: 日本政策金融公庫等が、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による指導を受けた事業者に対して融資</p> <p>制度の内容: 融資限度額：2,000万円 返済期間：設備10年以内 運転 7年以内</p> <p>要件: 保証人、担保は不要 商工会議所会頭、商工会会長等の推薦が必要</p>
	緊急対応策	<p>融資要件を緩和 今後の売上高が減少する見込みである場合は、最近3ヶ月の売上高の減少幅を問わない</p>	<p>一般保証と別枠で保証(2.8億円) ＜4号(自然災害等の突発的災害)＞ 対象者等:地域を告示で指定 保証割合:100%</p> <p>＜5号(不況業種)＞ 対象者等:旅客船事業及び貨物船事業が追加で指定(3/13付官報にて告示) 保証割合:80%</p> <p>対象者: 4,5号ともに中小企業等</p>	<p>②特別利子補給制度</p> <p>対象者: ①により借入を行った者のうち以下の要件を満たす者 個人事業主：要件なし 小規模事業者：売上高▲15% 中小企業者：売上高▲20%</p> <p>利子補給: 期間：借入後3年間 補給対象上限：中小1億円</p>
		<p>上記2制度と別枠で保証(2.8億円) ＜危機関連保証＞ 対象者等: 売上高が前年同月比▲15%以上の中小企業等 保証割合:100%</p>		

厚生労働省				
	雇用調整助成金	衛生環境激変対策特別貸付	特別労働相談窓口	小学校休業等対応助成金
既存制度	<p>制度概要:経営状況の悪化により、一時的な休業等によって労働者の雇用の維持を図る場合に、労働局により休業手当や賃金等の一部を助成</p> <p>対象者:雇用保険適用事業所</p> <p>助成率:大企業1/2、中小企業2/3</p> <p>主な支給要件:最近3ヶ月の生産量、売上高等が前年同期と比べて10%以上減少していること 等</p>	なし	なし	なし
緊急対応策	<p>支給要件を緩和 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主であって、最近1ヶ月の売上高等が、前年同期に比べ10%減少している者を対象（売上減少期間の要件を3ヶ月から1ヶ月に短縮）</p> <p>その他特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休業等計画届の事後提出が可能。 ・最近3ヶ月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象。 ・事業所設置後1年未満の事業主も助成対象。 <p>緊急特定地域における追加特例措置 地方公共団体の長が住民・企業の活動自粛を要請する旨の宣言を発出している地域の事業主に対し、特例的に生産指標が低下したとみなし、助成率を引き上げ。</p> <p>助成率:大企業2/3、中小企業4/5</p>	<p>制度概要:日本政策金融公庫により運転資金を融資</p> <p>対象者:衛生環境の激変により、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障をきたしている生活衛生関係事業者（屋形船、レストラン船等）</p> <p>制度の内容:貸付限度額：1千万円 貸付期間：7年以内</p> <p>主な融資要件:最近1ヶ月の売上高減少幅が10%以上 等</p>	<p>全都道府県労働局に特別労働相談窓口を開設し、事業主等からの休業手当、助成金等に関する相談をワンストップで受付。</p>	<p>制度概要:小学校等の臨時休業に伴い、子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対する助成金制度</p> <p>制度の内容 支給額：休暇中に支払った賃金相当額×10/10 上限額：8,330円 (1日1人当たり) 適用日：R2.2.27～R2.3.31</p>

中小企業等向けの主な支援策に係る問い合わせ窓口

支援策	相談先	
<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金) ・衛生環境激変対策特別貸付 ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・小規模事業者経営改善資金(マル経融資) 	日本政策金融公庫	新型コロナウイルスに関する相談窓口 https://www.ifc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html
<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット保証 ・危機関連保証 	(一社)全国信用保証協会連合会	お近くの信用保証協会 http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html
雇用調整助成金	厚生労働省 地方労働局等	雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧 https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html
特別労働相談窓口	厚生労働省 地方労働局等	新型コロナウイルス感染症に関する特別労働相談窓口一覧 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/index_00004.html
中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業	よろず支援拠点	支援拠点一覧 https://vorozu.smri.go.jp/base/

※小学校休業等対応助成金の受付は開始しておらず(3/12時点)、窓口を含めた詳細は厚労省や都道府県労働局より発表予定。